

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所

番号	対象地区	災害区分			施設名	所在地	電話番号	可能人員	摘要
		水	土	地					
1	水穂	◎	○		旧生田原水穂生活改善センター	生田原水穂 251	なし	30	
2	安国・旭野・豊原	○	○		安国公民館	生田原安国 32	46-2302	123	
3		○	○	○	生田原女性・若者等活動促進施設「かぜる安国」	生田原安国 84-1	46-2211	123	
4		○	○	○	安国小学校	生田原安国 271-1	46-2117	445	
		○	○	○	安国小学校グラウンド	生田原安国 271-1		3,685	緊急
5		○	○	○	安国中学校	生田原安国 22-1	46-2412	388	
		○	○	○	安国中学校グラウンド	生田原安国 22-1		7,729	緊急
6	生田原・岩戸・八重・伊吹	○	○	○	生田原集会施設「かぜる西」	生田原 668-1	45-2527	142	福祉
7		◎	○	○	生田原小学校	生田原 710-1	45-2252	550	
		◎	○	○	生田原小学校グラウンド	生田原 710-1		4,151	緊急
8		◎	○	○	生田原中学校	生田原 712	45-2335	341	
		◎	○	○	生田原中学校グラウンド	生田原 712		12,974	緊急
9	清里	◎	○		生田原宿泊研修施設「キララン清里」	生田原清里 956	45-2330	170	
		◎	○	○	キララン清里グラウンド	生田原清里 956		3,484	緊急
10	生田原	○	○	○	ちゃちゃワールド	生田原 143-4	49-4022	303	
11			○		生田原総合支所	生田原 339-1	45-2011	318	緊急
12	白竜・千代田・社名淵・美山・見晴一部	◎	○		社名淵地域公民館	社名淵 69-1	42-0147	195	
		◎	○	○	社名淵地域公民館広場	社名淵 69-1		3,118	緊急
13		◎	○		留岡公民館	留岡 163-3	なし	154	緊急
14	大通北・岩見通北・1条通北・2条通北・学田・丸大の一部・留岡・見晴の一部・若松	◎	○	○	学田住民センター	岩見通北 9 丁目 1-24	なし	154	
15		○	○		東体育館	大通北 6 丁目 4	42-7756	192	
16		○	○	○	東小学校	1 条北 5 丁目 1-1	42-1215	903	
		○	○	○	東小学校グラウンド	1 条通北 5 丁目 1-1		5,031	緊急
17		○	○	○	遠軽中学校	大通北 5 丁目 2-1	42-5155	940	
		○	○	○	遠軽中学校グラウンド	大通北 5 丁目 2-1		13,816	緊急
18		○	○	○	遠軽警察署横広場	大通北 4 丁目	なし	2,121	緊急
19		○	○	○	遠軽町保健福祉総合センタ「げんき 2 1」	1 条通北 1 丁目 1-1	42-4813	238	福祉
20		◎	○		遠軽町福祉センター	岩見通南 2 丁目 2-15	42-4135	643	
21	大通南・岩見通南・1条通南・2条通南・西町・宮前町・清川・丸大一部	◎	○	○	遠軽町図書館駐車場	大通南 4 丁目 1-20	42-1121	325	緊急
22		◎	○		遠軽町総合体育館	西町 1 丁目 2	42-1903	913	
23		◎	○		旧遠軽小学校体育館	西町 2 丁目 11-1	なし	336	緊急
24		◎	○	○	遠軽小学校	西町 3 丁目 3-15	42-1101	991	
		◎	○	○	遠軽小学校グラウンド	西町 3 丁目 3-15		24,954	緊急
25		△	○	○	北海道遠軽高等学校	南町 1 丁目	42-2675	4,414	
	南町・東町		○	○	北海道遠軽高等学校グラウンド	南町 1 丁目		12,390	緊急

番号	対象地区	災害区分			施設名	所在地	電話番号	可能人員	摘要
		水	土	地					
26	南町・東町・寿町・向遠軽・豊里・弥生	◎	○	○	南小学校	南町 3 丁目 4-43	42-1234	916	
		◎	○	○	南小学校グラウンド	南町 3 丁目 4-43		3, 599	緊急
27		◎	○	○	木楽館駐車場	南町 3 丁目 2-224	なし	538	緊急
28		◎	○	○	南中学校	東町 5 丁目 4-82	42-3175	876	
		◎	○	○	南中学校グラウンド	東町 5 丁目 4-82		14, 574	緊急
29		○	○	○	遠軽町武道館	東町 1 丁目 6-11	42-6886	597	
30		○	○		遠軽コミュニティセンター	東町 2 丁目 2-59	44-2295	321	
31		○	○		遠軽町基幹集落センター	東町 2 丁目 2-59	なし	187	
32		◎	○	○	豊里体育館	豊里 240-2	42-5600	195	
33	福路	○	○	○	えんがる温水プール	福路 2 丁目 1-2	49-9500	370	
34	瀬戸瀬東・	◎	○		野上公民館	野上 49	なし	39	緊急
35	瀬戸瀬西	◎	○		瀬戸瀬地域公民館	瀬戸瀬東町 7	44-2052	91	
36	町・栄野・	◎	○		瀬戸瀬小学校	瀬戸瀬東町 124-1	47-2240	232	
	野上・湯の	◎	○	○	瀬戸瀬小学校グラウンド	瀬戸瀬東町 124-1		7, 053	緊急
37	里・若咲内・柏	◎	○		栄野会館	栄野 404-1	なし	10	
38	丸瀬布東町	○	○	○	丸瀬布小学校	丸瀬布東町 113	47-2070	595	
			○	○	丸瀬布小学校グラウンド	丸瀬布東町 113		5, 452	緊急
39	中町	◎	○	○	丸瀬布コミュニティセンター	丸瀬布中町 115-1	47-2121	55	
40	新町、水谷天神町・上丸	◎	○	○	丸瀬布中学校	丸瀬布新町 78	47-2075	500	
		◎	○	○	丸瀬布中学校グラウンド	丸瀬布新町 78		11, 163	緊急
41		◎	○		丸瀬布新町会館	丸瀬布新町 397-3	なし	31	
42		◎	○	○	丸瀬布金湧会館	丸瀬布新町 95	47-2626	32	
43		◎	○	○	丸瀬布天神会館	丸瀬布水谷町 142-1	なし	59	
44		◎	○	○	丸瀬布老人福祉センター	丸瀬布水谷町 68-6	47-3110	998	福祉
45	西町	◎	○	○	丸瀬布西町会館	丸瀬布西町 3-2	なし	55	
46	金山	○	○		丸瀬布金山会館	丸瀬布金山 136	なし	22	
47	武利	○	○		丸瀬布武利会館	丸瀬布武利 61-2	なし	18	
48	上武利	○	○	○	丸瀬布上武利集会所	丸瀬布上武利 206-3	なし	31	
49	水谷	◎			丸瀬布中央公民館	丸瀬布水谷町 12-3	47-2456	336	
		◎		○	丸瀬布中央公民館駐車場	丸瀬布水谷町 12-3		1, 608	緊急
50	上武利	◎			丸瀬布農村集落多目的共同利用施設	丸瀬布上武利 53	なし	96	
51	白滝	◎	○	○	白滝国際交流センター	白滝 138-1	48-2214	390	福祉
52		◎	○	○	白滝総合支所駐車場	白滝 138-1	48-2211	1, 005	緊急
53		◎	○	○	白滝ふれあいセンター	白滝 600	48-2061	90	
54		◎	○		白滝中学校	白滝 942-1	48-2047	574	
		◎	○	○	白滝中学校グラウンド	白滝 942-1		6, 446	緊急

番号	対象地区	災害区分			施設名	所在地	電話番号	可能人員	摘要
		水	土	地					
55	上白滝・東白滝・奥白滝・天狗平	◎	○		上白滝会館	上白滝 167	なし	47	
56		◎	○	○	旧三和小中学校グラウンド	上白滝 202	なし	2,707	緊急
57	北支湧別	◎	○		支湧別産業会館	白滝支湧別 93-1	なし	38	
58	白滝支湧別・白滝上支湧別	◎	○	○	上支湧別農作業準備休憩施設（こまくさ）	白滝上支湧別 511-1	48-2738	69	
		◎	○	○	上支湧別農作業準備休憩施設前広場	白滝上支湧別 511-1	48-2738	2,118	緊急

※災害区分 「水は、風水害」「土は、土砂災害」「地は、地震災害」「◎は、想定最大規模の降雨時にも利用可能な施設」「○は、避難所となる施設」「△は、浸水時は2階以上の施設を使用する。

※摘要欄 「緊急」は指定緊急避難場所のことである。

「福祉」は福祉避難所のことである。

【参考】ア 「指定避難所」とは、避難してきた住民等を収容する建物をいう。

イ 「指定緊急避難場所」とは、災害による危険から避難してきた住民等が集合し、危険が去るまで又は他の避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するための施設等をいう。

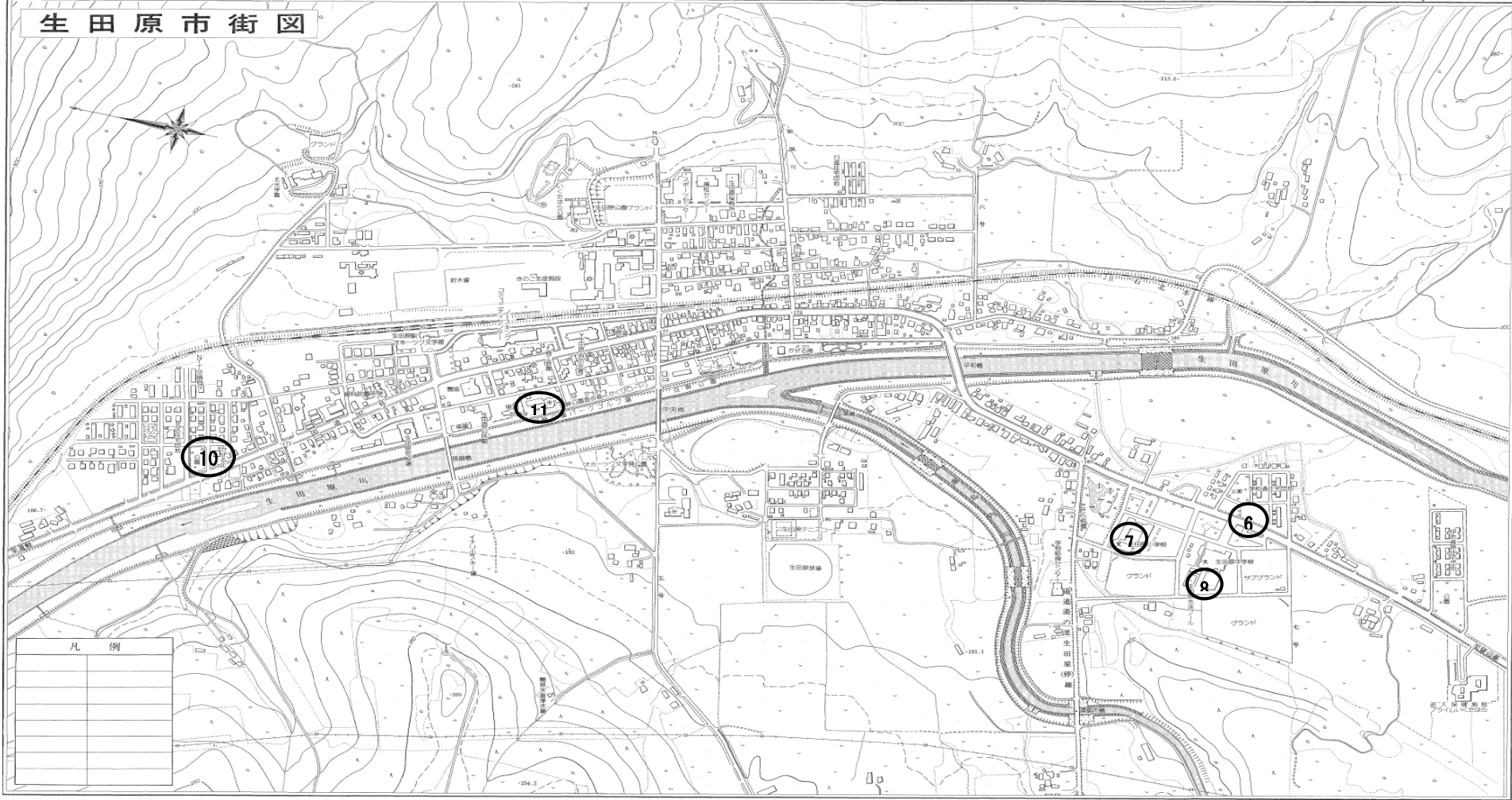
ウ 指定避難所及び指定緊急避難場所の収容可能人員は、1人あたり2㎡として算出した。

エ 指定避難所及び指定緊急避難場所は、災害状況に応じて安全な施設を使用するものとする。

オ 対象地区は整理上記載したが、被災地に近接の避難所に避難するものとする。

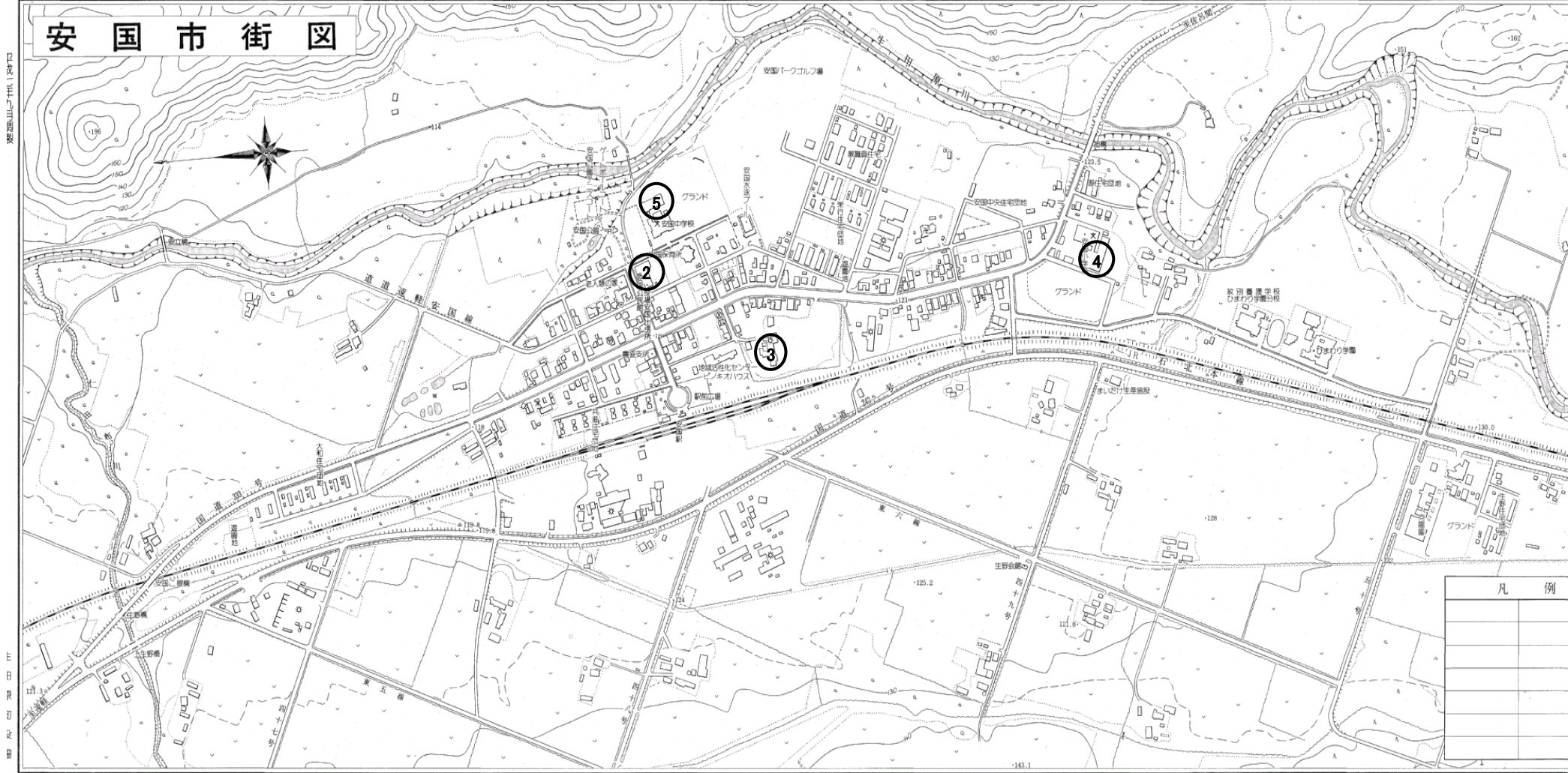
カ 福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、当初は一般の指定避難所として利用する

第 1 7 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 1（生田原市街地区）



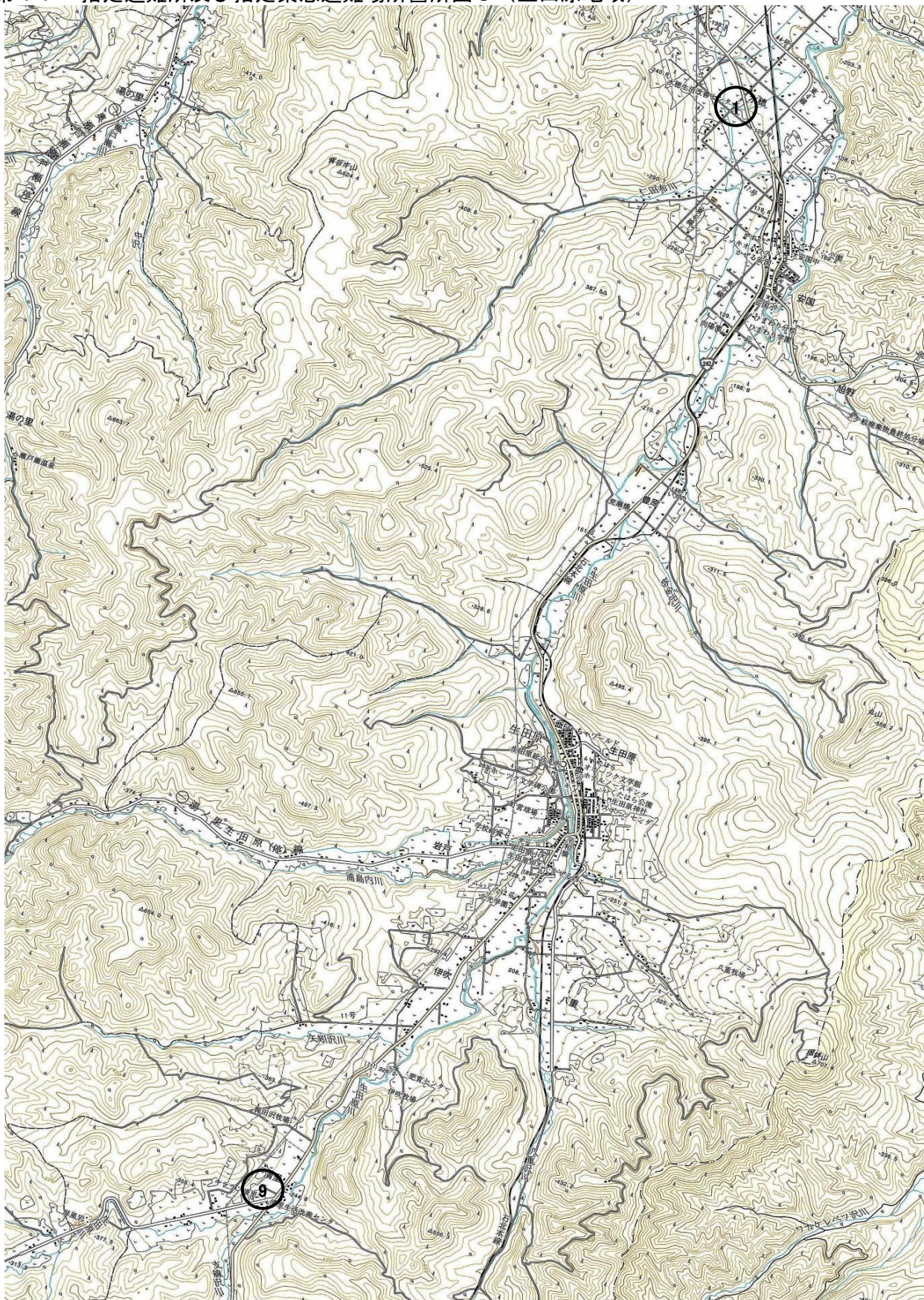
No.	施設名	No.	施設名
6	かぜる西	10	ちゃちゃワールド
7	生田原小学校	11	生田原総合支所
8	生田原中学校		

第 1 7 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 2（生田原安国市街地区）



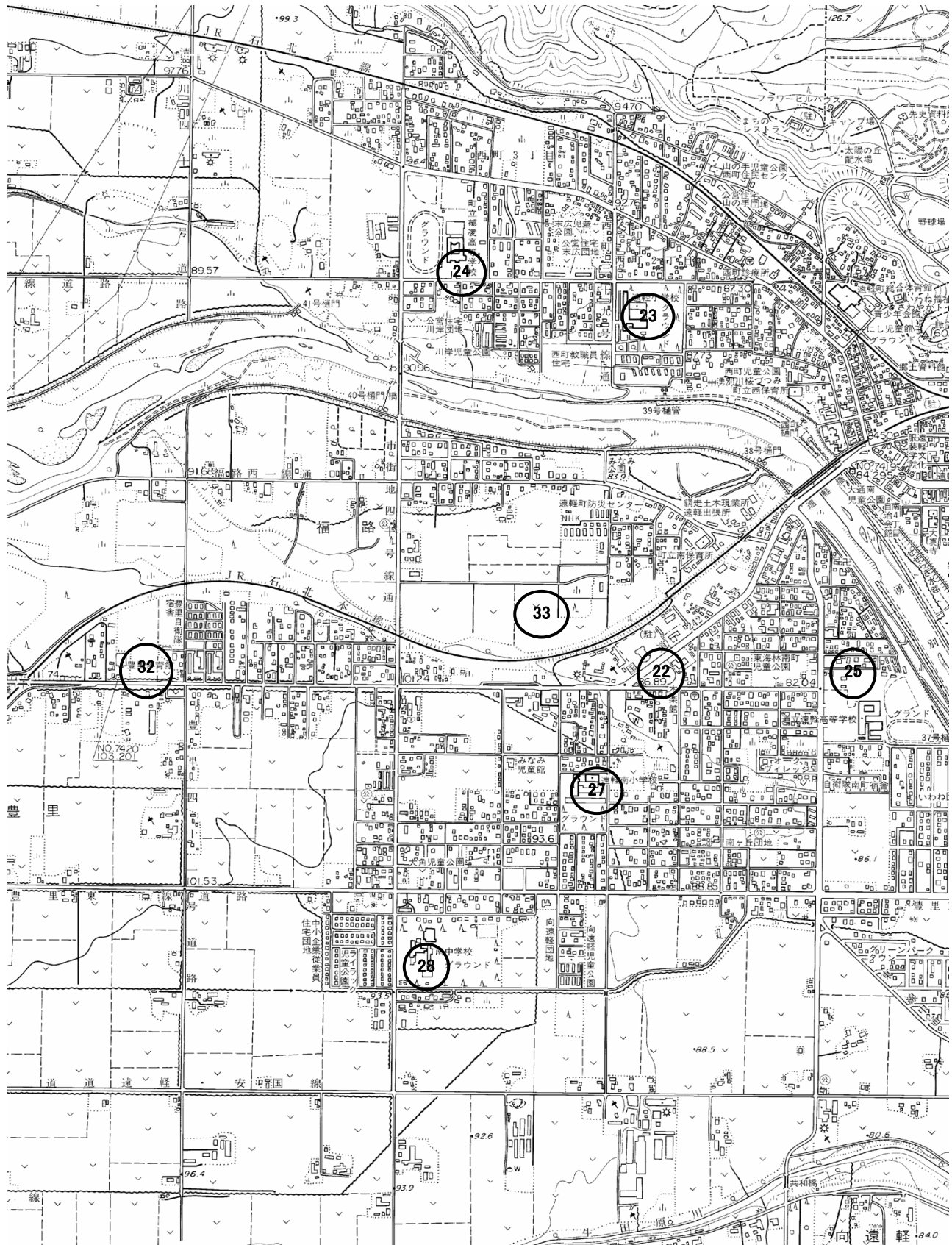
No.	施設名	No.	施設名
2	安国公民館	5	安国中学校
3	かぜる安国		
4	安国小学校		

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 3 (生田原地域)



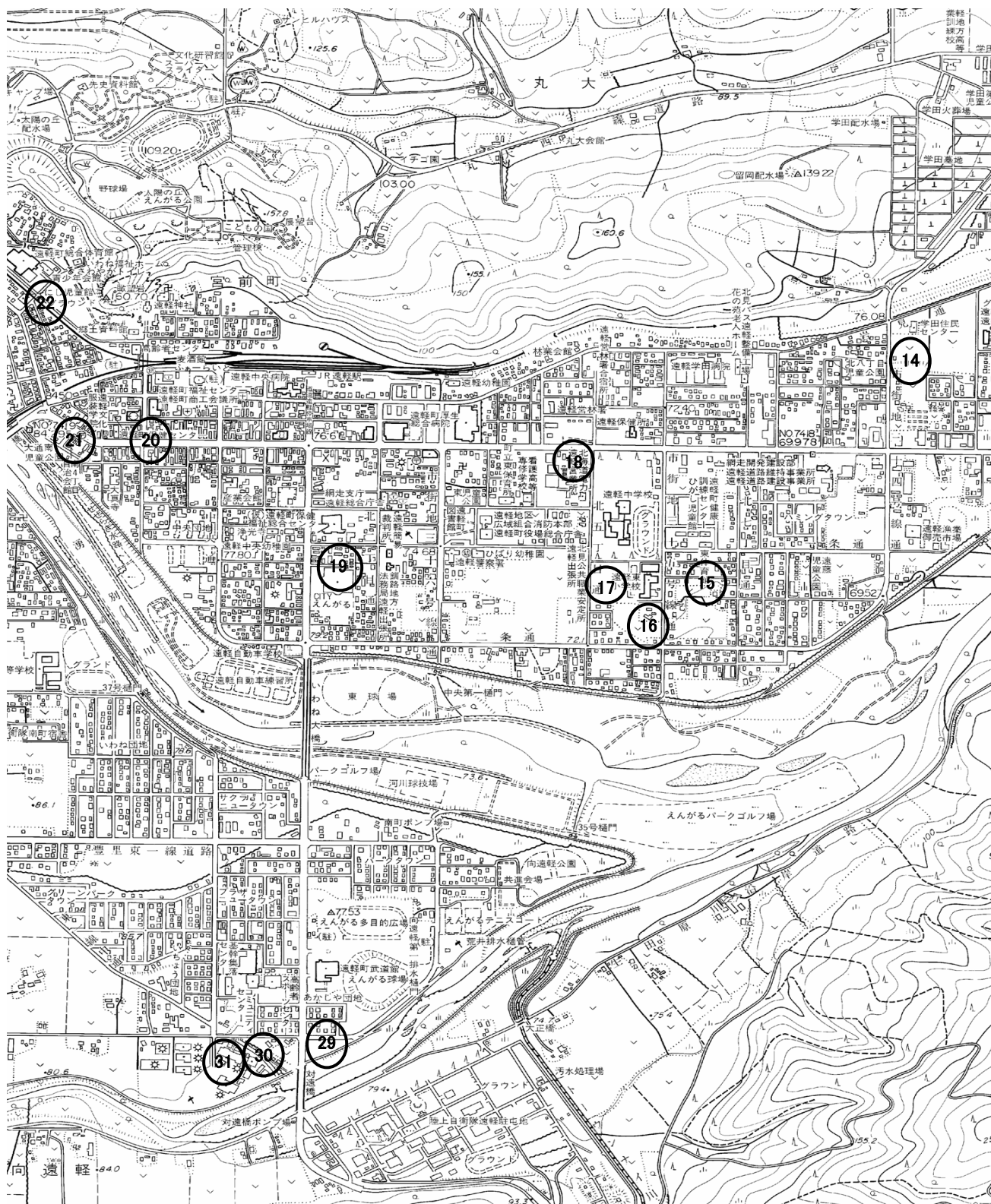
No.	施 設 名
1	旧生田原水穂生活改善センター
9	キララン清里

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 4（遠軽市街地区 1）



No.	施 設 名	No.	施 設 名	No.	施 設 名
23	旧遠軽小学校体育館	33	えんがる温水プール	28	南中学校
24	遠軽小学校	26	南小学校	32	豊里体育館
25	北海道遠軽高等学校	27	木楽館駐車場		

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 5（遠軽市街地区 2）

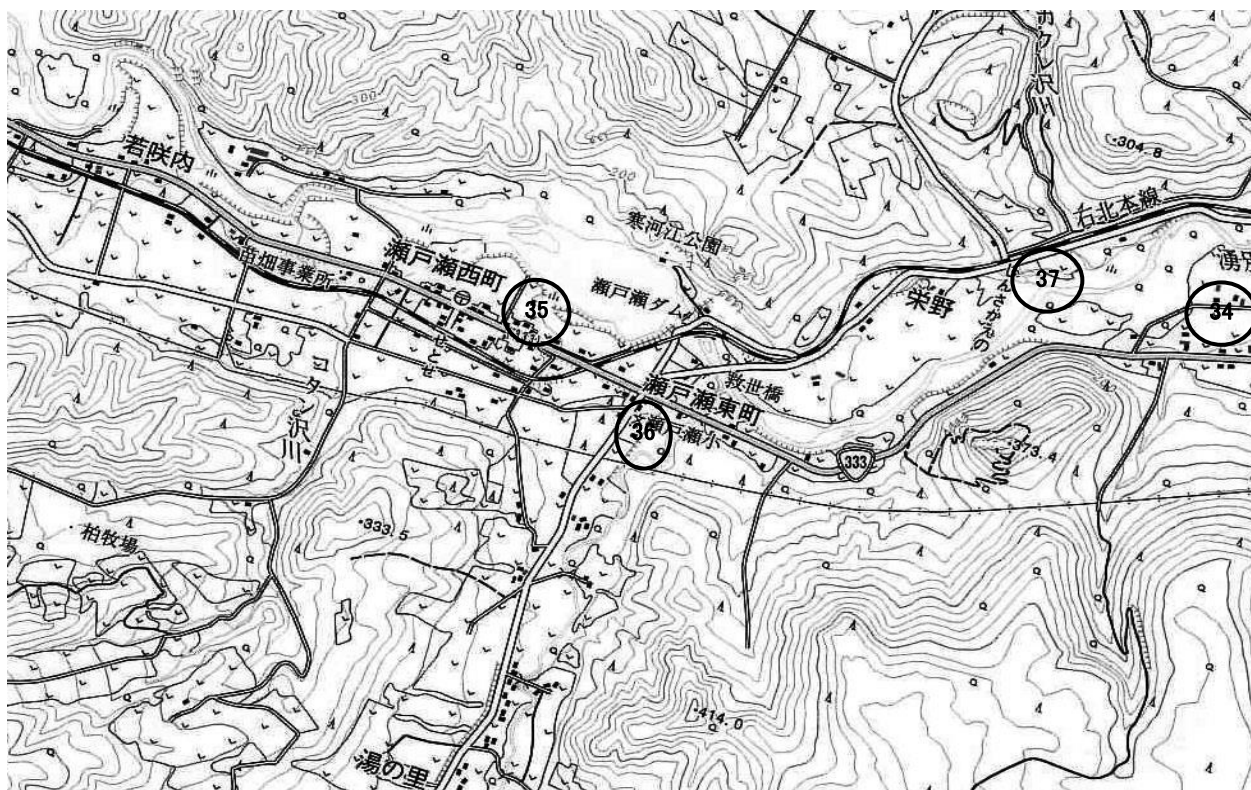


No.	施 設 名	No.	施 設 名	No.	施 設 名
14	学田住民センター	19	保健福祉総合センター	22	遠軽町総合体育館
15	東体育館	18	遠軽警察署横広場	29	遠軽町武道館
16	東小学校	20	福祉センター	30	遠軽コミュニティセンター
17	遠軽中学校	21	遠軽町図書館駐車場	31	遠軽町基幹集落センター

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 6（遠軽社名淵地区・瀬戸瀬地区）

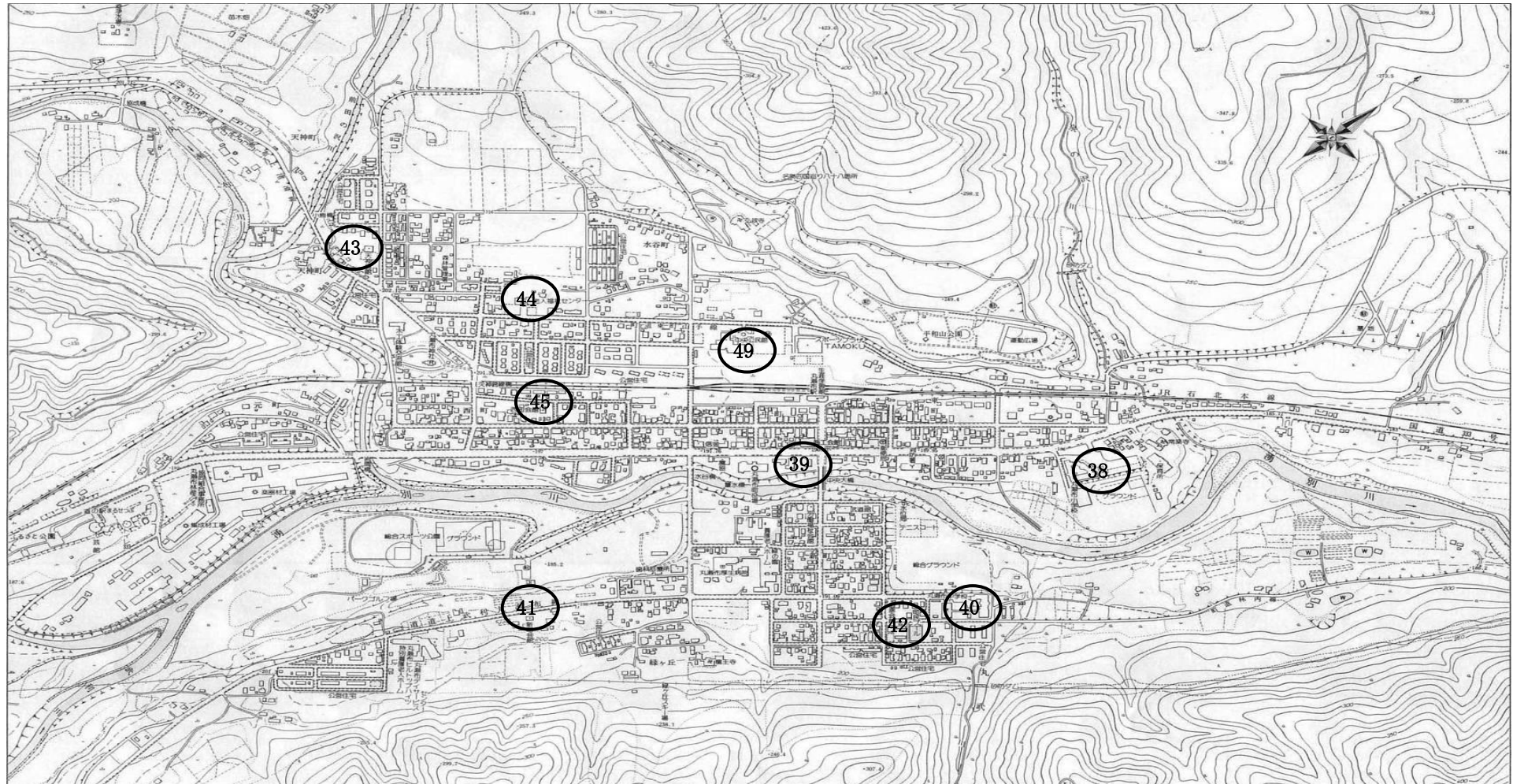


No.	施設名	No.	施設名
12	社名淵地域公民館	13	留岡会館



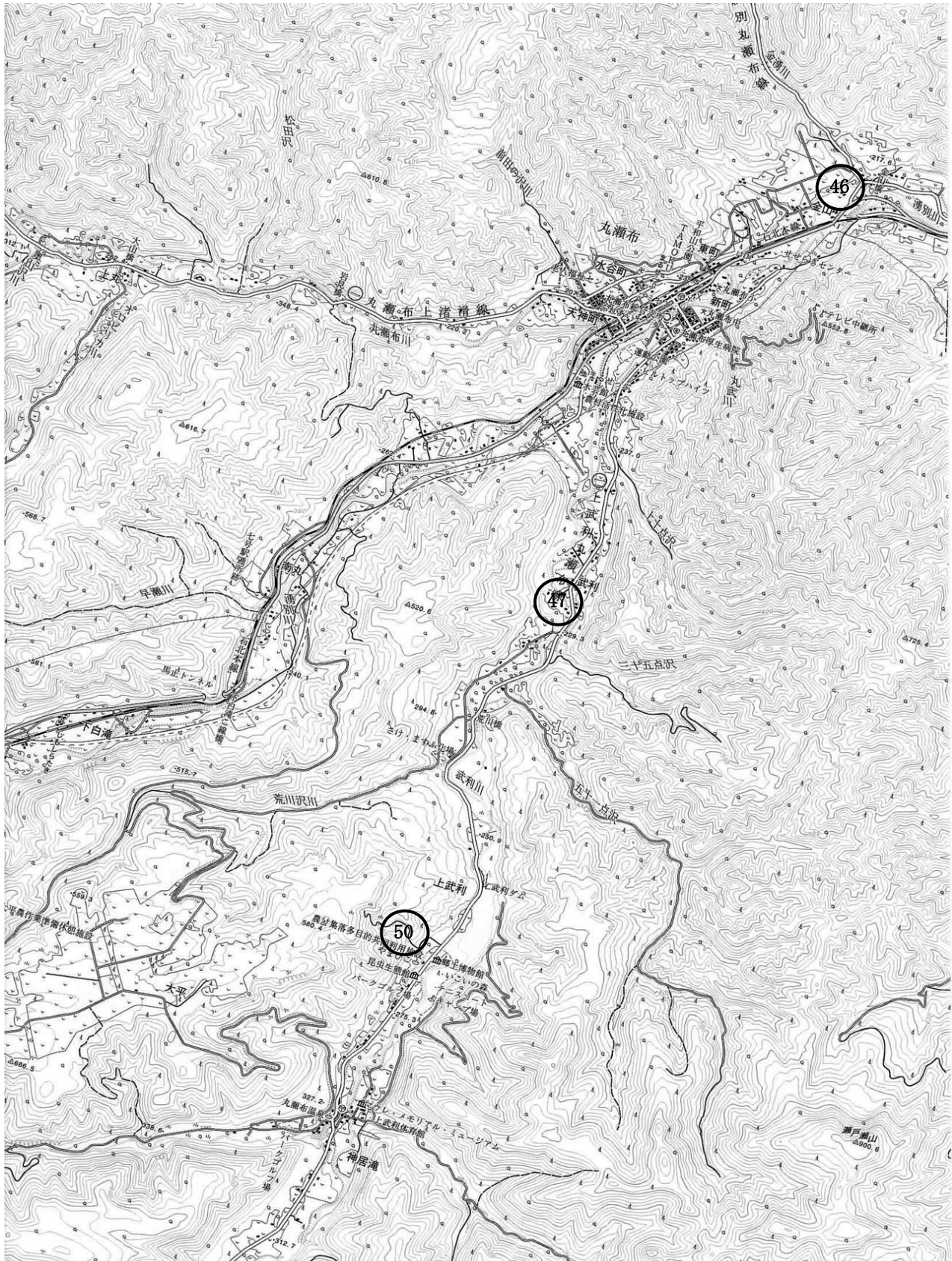
No.	施設名	No.	施設名
34	野上公民館	36	瀬戸瀬小学校
35	瀬戸瀬地域公民館	37	栄野会館

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 7（丸瀬布市街地区）



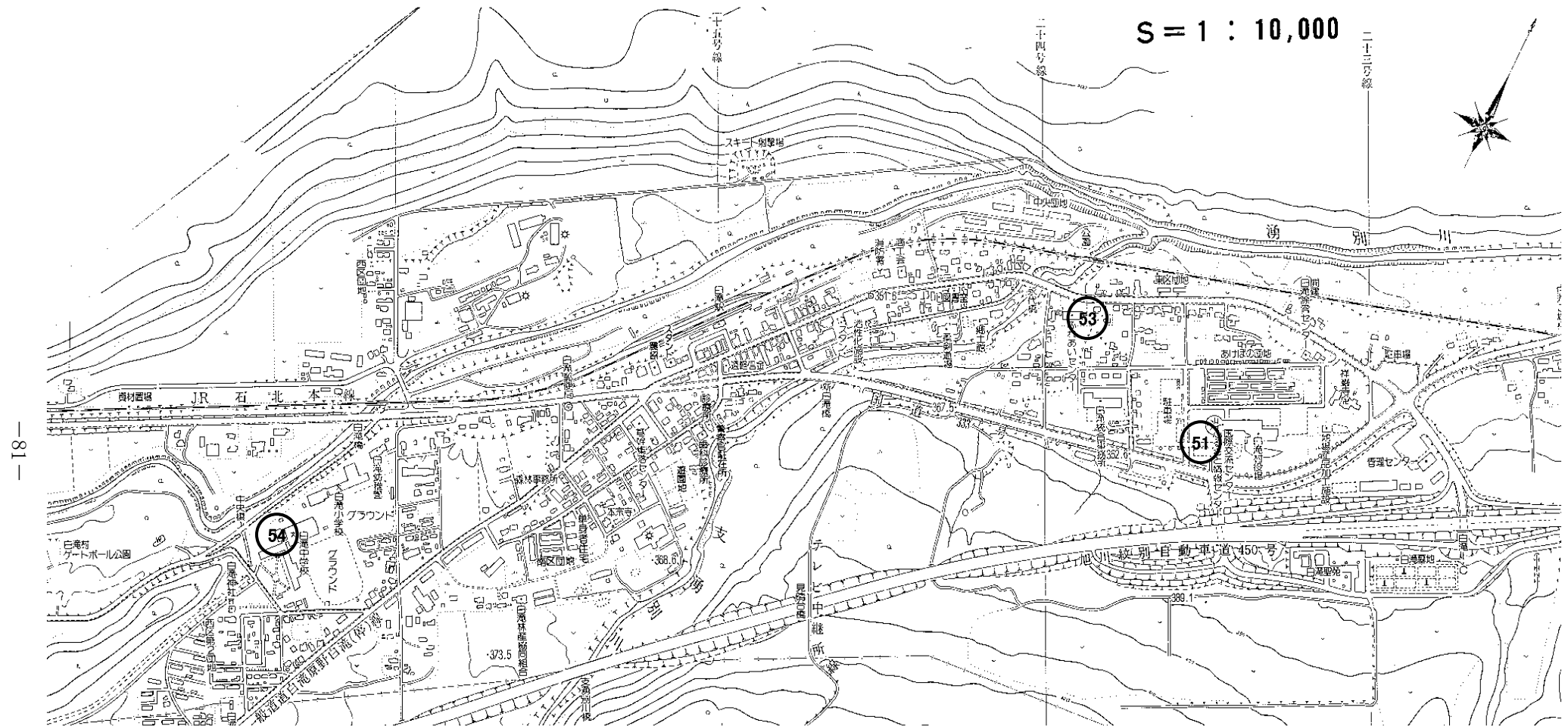
No.	施 設 名	No.	施 設 名	No.	施 設 名
38	丸瀬布小学校	41	丸瀬布新町会館	44	丸瀬布老人福祉センター
39	丸瀬布コミュニティセンター	42	丸瀬布金湧会館	45	丸瀬布西町会館
40	丸瀬布中学校	43	丸瀬布天神会館	49	丸瀬布中央公民館

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 8（丸瀬布地域）



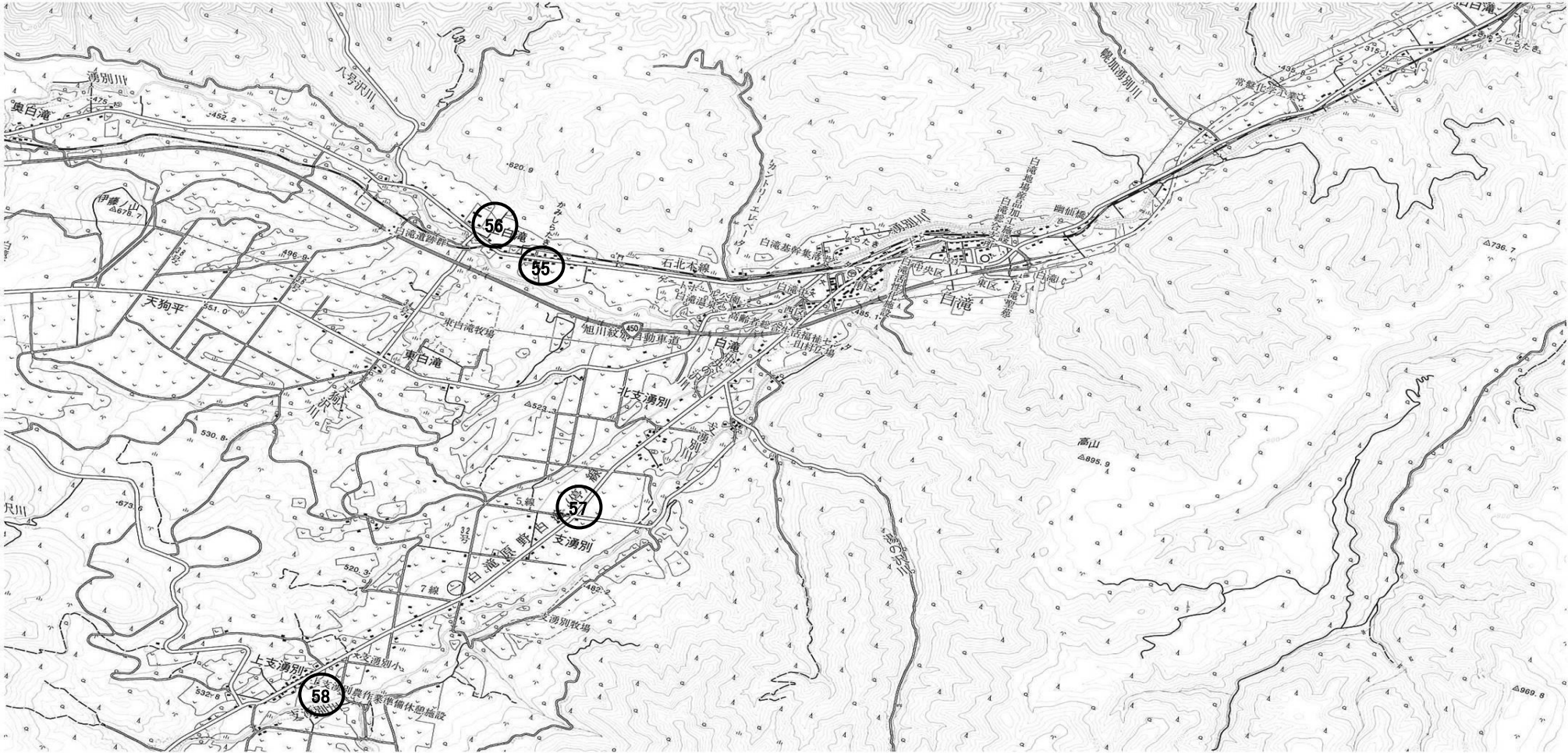
No.	施 設 名	No.	施 設 名
46	丸瀬布金山会館	48	丸瀬布上武利集会所
47	丸瀬布武利会館	50	丸瀬布農村集落多目的共同利用施設

第 17 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 9（白滝市街地区）



No.	施 設 名
51	遠軽町白滝国際交流センター（白滝総合支所駐車場）
53	白滝ふれあいセンター
54	白滝中学校

第 1 7 指定避難所及び指定緊急避難場所箇所図 9（白滝地域）



No.	施 設 名	No.	施 設 名
55	上白滝会館	57	支湧別産業会館
56	旧三和小中学校グラウンド	58	上支湧別農作業準備休憩施設

第 18 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

区 分	施設名	所在地	電話番号
高齢者施設	デイサービスセンターひまわり	岩見通北 7 丁目	0158-42-9232
高齢者施設	有料老人ホームひなた	岩見通北 7 丁目 2 番地 91	0158-46-3370
高齢者施設	デイサービス遊らいふ	大通北 5 丁目 1 番地 14	0158-42-7770
高齢者施設	コスモスの郷 ゆうゆう	大通北 4 丁目 1 番地 39	0158-42-4165
高齢者施設	遠軽町社協居宅介護支援事業	1 条通北 1 丁目 1 番地	0158-42-0317
高齢者施設	遠軽町ディサービスのびやか	1 条通北 1 丁目	0158-42-2738
高齢者施設	遠軽町社協デイサービスのびやか 2 条通	2 条通南 1 丁目 7 番地	0158-42-4355
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム タンポポ	2 条通南 1 丁目 1 番地 3	0158-49-9227
高齢者施設	遠軽町社協グループホーム 春來	向遠軽 263 番地	0158-49-3110
高齢者施設	遠軽町社協小規模多機能ホーム きなり	向遠軽 264 番地 4	0158-49-3100
高齢者施設	遠軽町社協デイサービスのびやか生田原	生田原 145 番地 29	0158-49-4045
高齢者施設	グループホーム しらかば	生田原 350 番地	0158-49-4385
児童施設	幼保連携型認定こども園ころも（中央幼稚園）	1 条通南 1 丁目 1 番地 10	0158-42-2518
児童施設	ひばり幼稚園	1 条通北 3 丁目	0158-42-2496
児童施設	東保育所	1 条通北 3 丁目	0158-42-5316
児童施設	西保育所	西町 2 丁目	0158-42-2034
児童施設	南保育所	福路 1 丁目	0158-42-1751
児童施設	安国保育所	生田原安国 2 7 番地 2	0158-46-2055
児童施設	遠軽町東児童館	大通北 6 丁目 4 番地	0158-42-1236
児童施設	J A 北海道厚生連遠軽厚生病院保育所	大通北 2 丁目生活協同組合コープさっぽろ店 2 階	0158-42-8836
児童施設	遠軽町共立病院内保育所	大通北 1 丁目 3 番地	0158-42-5215
障がい児施設	遠軽町母子通園センター	大通北 6 丁目 4 番地 2 5	0158-42-3890
障がい児施設	NPO 法人 さわやか	大通北 4 丁目 2 番地 9 5	0158-42-7748
障がい児施設	遠軽町生活支援センター	大通北 4 丁目 2 番地 9 5	0158-42-8455
障がい児施設	くれよん	生田原安国 3 0 2 番地 7	0158-46-2020
障がい児施設	燦ホーム	生田原安国 2 4 2 番地 1	0158-46-2262
障がい児施設	ひまわり学園	生田原安国 3 0 2 番地 7	0158-46-2020
障がい児施設	向陽園	生田原安国 3 4 7 番地 2	0158-46-2525
障がい児施設	遊友ほたる	生田原安国 3 4 7 番地 2	0158-46-2460
障がい児施設	遊友やすくに	生田原安国 3 4 7 番地 2	0158-46-2277

第 1 8 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

区 分	施設名	所在地	電話番号
医療機関	遠軽厚生病院	大通北 3 丁目	0158-42-4101
医療機関	遠軽共立病院	大通北 1 丁目	0158-42-5215
医療機関	学田病院	岩見通北 6 丁目	0158-42-2741
医療機関	はやかわクリニック	大通北 9 丁目	0158-49-2525
医療機関	みずしま内科クリニック	大通南 1 丁目	0158-42-3214
学校	遠軽高校	南町 1 丁目	0158-42-2675
学校	遠軽中学校	大通北 5 丁目	0158-42-5155
学校	安国中学校	生田原安国 2 2 番 1	0158-46-2412
学校	遠軽東小学校	1 条通北 5 丁目	0158-42-1215
学校	安国小学校	生田原安国 2 7 1	0158-46-2117

第 19 遠軽地区広域組合消防計画書（抜粋）

第 5 章 教育訓練計画

消防職・団員の資質の向上を図るための教育訓練計画は、本計画による。

第 1 節 研修・教育

研修・教育は、消防職・団員の現在及び将来における職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるものとし、すべての者に公平にその機会を与えるように企画し、その計画に基づき実施する。

研修・教育の種別は、次のとおりである。

1 入校入所研修

入校入所研修は、消防大学校、北海道消防学校及び北海道市町村職員研修所その他の研修機関の施設に入校入所して行う研修及び教育等をいう。

2 講習会研修

講習会研修は、専門的知識及び技能等を習得させるため、消防長会、消防協会その他の関が開催する講習会等における研修をいう。

3 資格取得研修

資格取得研修は、職員が職務遂行上必要な免許等を取得するための研修で、入校入所研修及び講習会研修以外のものをいう。

4 特殊研修

特殊研修は、職務遂行上必要な特殊技能習得のため、職員を他の行政機関及び事業所等に派遣して行う研修をいう。

5 職場研修

職場研修は、所属職員に職務遂行に必要な知識技能を習得させ、職員の資質の向上を図るため、所属において行う研修をいう。

6 専門研修

専門研修は、消防本部の各課及び消防署において所管する専門分野の業務について、その業務を担当する職員に対して行う研修をいう。

7 自己研鑽

自己研鑽は、自ら資質の向上を図るため、個人又はグループ等で行う研修で、庁舎施設を利用して行うものをいう。

8 特別研修

特別研修は、上記の研修以外の研修で、消防長が特にその必要を認めて行う研修をいう。

第 2 節 訓練

訓練は、職員の職務遂行に必要な知識の習得及び技術を向上させ、有事に際して有効的確な警防活動を図るために行うものとし、消防訓練礼式の基準、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）及び関係規程に基づいて行う。なお、訓練の実施に当たっては、安全管理に関する諸規定を遵守するものとする。

1 基本訓練

基本訓練は、訓練礼式、消防操法及び器具操法とし、職・団員に諸制式を習熟させ、基本的な操法を十分に習得させるとともに、消防活動の万全を図るために行う。

2 出動訓練

出動訓練は、定時出動訓練及び不時出動訓練とする。

定時出動訓練は訓練計画に基づき、不時出動訓練は不時に行い、出動準備の迅速確実を図るとともに、消防車両等の調整並びに資機材及び着装の点検を行う。

3 操縦訓練

操縦訓練は、消防自動車等の操縦技術の向上を図るとともに、地理水利の周知徹底及び災害危険区域等を把握するために行う。

4 放水訓練

放水訓練は、放水活動に必要な知識を習得させ、放水技術（吸水操作及び機関運用等）の迅速確実を図るとともに、中継体形等の連携活動を円滑にするために行う。

5 救急訓練

救急訓練は、救急活動において必要な知識を習得させ、救急処置技術の向上及び迅速確実を図るために行う。

6 救助訓練

救助訓練は、救助活動に必要な知識（消防対象物の活用及び消防救助操法等）を習得させ、救助技術の迅速確実を図るために行う。

7 通信訓練

通信訓練は、消防通信の運用において必要な知識を習得させ、通信機器の取扱いを熟知し通信運用の迅速確実を図るため行う。

8 図上訓練

図上訓練は、各種災害事案を想定し、職員に防ぎよ要領等を習熟させるとともに、事前命令の周知徹底を図るために行う。

9 総合訓練

総合訓練は、各種訓練を総合的に実施し、有効的確な火災防ぎよ能力の向上を図るために行う。

また、他の関係機関と合同して行う総合訓練についても積極的に参加する。

第3節 惨事ストレス対策

惨事ストレスが危惧される大規模災害や特殊災害等が発生した場合は、職員に対し必要な対策を講ずるものとする。

1 事前教育

署長又は出張所長は、惨事ストレス対策の正しい理解及びストレスが心身に与える影響等について、職員一人ひとりに周知させるために組織的に啓発に取り組むものとし、次に掲げるような活動に従事した場合には惨事ストレス対策に努めるものとする。

- (1) 子供や母子の死亡等悲惨な現場での活動
- (2) 著しい身体の損傷等凄惨な現場での活動
- (3) 多数の死傷者が発生した現場での活動
- (4) 非常に危険又は不安定な状況下での活動
- (5) 状況が極めて不明確な現場での活動
- (6) 極寒、炎熱、暴風、豪雪、異臭等の状況下での長期間活動
- (7) 同僚や知人の死亡等衝撃的な現場での活動

職員は、惨事ストレスの発生要因等を正しく理解するとともに、自らの健康維持に積極的に努めなければならない。

3 ストレス対策

消防長は、職員に惨事ストレス対策の必要性を理解させ、次に掲げる対策を推進するものとする。

- (1) 惨事ストレス教育対策
- (2) 現場活動対策
- (3) デフュージング対策
 - ・災害等の外傷的出来事の直後に行う、ストレス反応の緩和を目的とする小集団の話し合い。
- (4) デブリーフィング対策
 - ・惨事ストレスを緩和するため、構造化された方法により行う二次グループミーティング。
- (5) PTSD対策
- (6) その他惨事ストレス解消のための必要な対策

4 専門機関等

職員の惨事ストレス対策において、医療上のカウンセリングが必要な場合は、次に定める。専門機関に委ねるものとする。

- (1) 緊急時メンタルサポートチーム
- (2) その他消防長が指定する専門機関
- 5 消防団員に対する惨事ストレス対策
大規模災害や特殊災害等に出動した消防団員に惨事ストレスが危惧される場合は、職員に準じた対策を実施するものとする。
- 6 この計画に定めるもののほか、惨事ストレス対策に必要な事項は、消防長が別に定める。

第6章 災害予防計画

災害を未然に防止し、又は災害による被害を最小限に止めるための災害予防計画は、本計画による。

第1節 火災予防指導

火災予防指導は、消防機関はもとより、地域住民による自主的予防体制を確立して万全を期する必要があることから、それぞれの防火対象物に応じた適切な予防査察及び指導を行うとともに、各講習等を通じて火災予防の啓発を図るものとする。

1 防火対象物等の関係者

(1) 管理権原者等

防火対象物及び消防対象物の管理について権原を有する者又は関係者に対して、自主防災の徹底を図るため、研修会等を通じて火災予防の指導を行う。

(2) 防火（防災）管理者

ア 防火（防災）管理者講習

消防法（昭和23年法律第186号。以下同じ。）第8条第1項に定める甲種・乙種防火管理者の資格を取得する講習及び消防法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項の政令で定める防災管理者の資格を取得する講習（消防法施行規則第2条の3第1項後段に定める再講習を含む。）の開催に協力し、火災予防の指導、啓発を図る。

2 危険物取扱者等

(1) 危険物取扱者

ア 危険物取扱者試験準備講習会

危険物取扱者を養成するため、関係機関と連携し、危険物取扱者試験準備講習会の開催に協力し、火災予防の啓発を図る。イ 危険物取扱者保安講習北海道及び関係機関と連携し、消防法第13条の23に定める製造所等において、危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者を対象とした危険物の保安に関する

講習会の開催に協力し、火災予防の啓発を図る。

(2) 消防設備士

ア 消防設備士講習

北海道及び関係機関と連携し、消防法第17条の10に定める防火対象物において、工事整備対象設備等の工事及び整備に従事する消防設備士を対象とした講習の開催に協力し、火災予防の啓発を図る。

3 各種関係団体

それぞれの関係団体に応じた育成指導を行うとともに、火災予防の啓発を行う。

(1) 遠軽地区防火管理者連絡協議会

遠軽地区防火管理者連絡協議会と連携して、防火に対する指導育成を行うとともに、火災予防を啓発する。

(2) 遠軽地区危険物安全協会

遠軽地区危険物安全協会事業を活用して、火災予防を啓発する。

(3) 遠軽地区少年婦人防火委員会

遠軽地区少年婦人防火委員会事業を活用して、火災予防を啓発する。

(4) その他防災関係機関

防災活動を通じて火災予防を啓発する。

4 消防車両による巡回等

消防車両による巡回警戒を行い、安全安心まちづくりを推進する。

5 その他

住民に対して消火訓練、防火教室等を行い、防火思想の普及に努める。

第2節 火災予防査察

消防法第4条及び第16条の5の定めによる火災予防査察は、消防対象物、危険物製造所等その他関係ある場所に立ち入り、これらの場所の位置、構造、設備及び管理の状況等について検査するとともに、不備欠陥のあるものには、必要な措置を講ずる。

1 対象物の指定

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物とする。

2 査察等の区分

査察を行う対象物の区分、範囲及び査察周期について必要な事項は別に定める。

第3節 風雪水害等の予防指導

風雪水害等の予防指導は、風雪水害等により被害が事前に想定できるもの又は被害発生の予想ができる危険区域等について、各町と緊密な連絡を行い、必要に応じて予防指導を行うとともに、風雪水害等が発生した場合に被害を最小限に食い止めるため、住民に対して防災訓練等を通じ、自主防災意識の高揚を図る。

1 災害危険箇所等の把握

(1) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）

(2) 河川越水箇所

(3) 樋門箇所

(4) 道路冠水箇所

(5) 道路アンダーパス

2 その他

住民に対し、防火訓練等を通じて指導する項目は、次のとおりとする。

(1) 災害から身を守る方法

ア 風水害

(ア) 強風から身を守る

(イ) 浸水から身を守る

(ウ) 土砂災害から身を守る

イ 暴風雪

(ア) 不要不急の外出を控える。

(イ) 車が立ち往生した場合の対策

・一酸化炭素中毒の回避

・低体温の予防

ウ 地震

(ア) 揺れる災害から身を守る

(イ) 二次災害から身を守る

(ウ) 地割れから身を守る

(2) 災害に備える方法

ア 地域での取り組み

イ 家族で話し合う

ウ 災害に備えて準備するもの

(ア) 風水害への備え

(イ) 暴風雪への備え

(ウ) 地震への備え

エ ボランティアの重要性

第4節 応急手当の啓発活動

応急手当の啓発活動は、住民に対し、災害により生じた事故等による傷病に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及を行い、救命率の向上を図る。

1 講習

住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に必要な講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項は、別に定める。
啓発活動

住民に対する応急手当の啓発活動は、広報誌への掲載及び諸行事等を通じて効果的に行うとともに、他の関係機関との連携を図る。

第5節 広報活動

災害を未然に防止するための広報活動は、災害の多発時期及び火災予防運動期間等において、各町、報道機関及び関係団体等の広報媒体を通じて行う。

1 町広報紙の活用

毎月発行される各町広報紙を活用して、全国火災予防運動及び防災週間等に呼応し、災害予防に関する広報を行う。

2 報道機関への協力要請

報道機関に、消防に関する現勢及び訓練等に関する情報を提供し、広報を行う。

3 関係団体等への協力要請

遠軽地区防火管理者連絡協議会・遠軽地区危険物安全協会・遠軽地区少年婦人防火委員会等の事業又は活動を啓発するとともに、協力を得て、災害予防の広報を行う。

4 その他

各町等が行う行事等に、必要に応じて、職員の派遣及び資料等の提供をし、災害予防に関する広報を行う

第7章 警報発令伝達計画

異常気象時における災害を未然に防止するための警報等発令伝達計画は、本計画による。

第1節 火災警報

消防法第22条の火災に関する警報の取扱い並びに警報発令等の伝達及び周知方法等は、次のとおりとする。

1 火災気象通報及び火災警報発令の基準

(1) 火災に関する気象の通報

消防法第22条の定めにより、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、網走地方気象台は北海道知事に対し火災気象通報を行い、通報を受けた北海道知事はオホーツク総合振興局管内の市町村長に対しこれを通報するものである。

ア 火災気象通報の基準

網走地方気象台は、実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合に北海道知事に対し通報が行われる。ただし、観測地が特有の気象状況にある場合は、通報基準の目安を次のとおりとする。

(ア) 紋別小向（アメダス）の観測地は、西から北西の風においては15m/s。

(イ) 雄武特別地域気象観測所の観測値は、西南西の風においては15m/s。

※上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予測である。

※平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 火災に関する警報

消防法第22条第3項の定めにより各町長が北海道知事から火災気象通報

を受けたとき又は各町における気象状況が火災の予防上危険であると各町長が認めたときは、火災警報を発することができるものである。

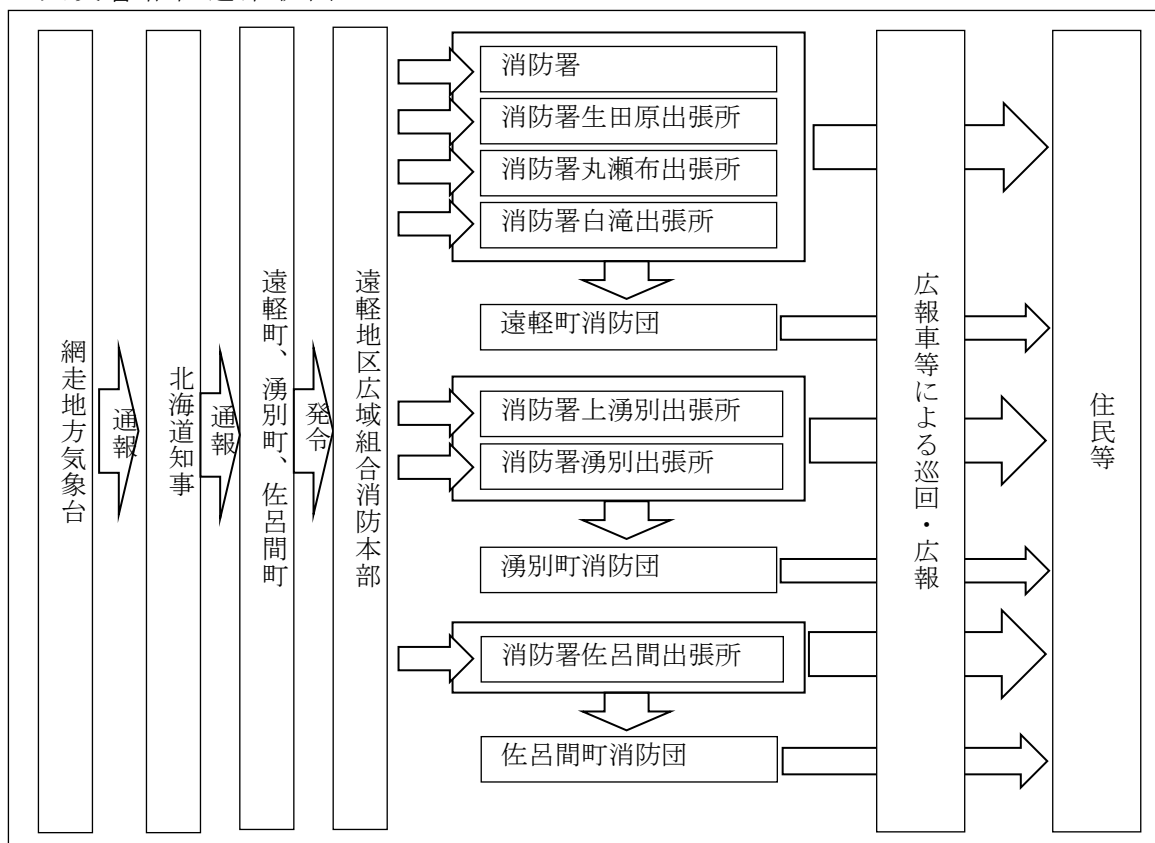
ア 火災警報の基準

(ア) 実効湿度66%以下にして最小湿度40%以下となり、かつ最大風速が14m/s以上で、火災予防上危険であると認めるとき。

2 火災警報の伝達及び周知方法等

各町から発令された火災警報の伝達は、有線通信機器又は無線通信機器で行い、住民等への周知方法等は、次のとおり巡回、広報等によるものとする。

3 火災警報伝達系統図



4 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

火災に関する警報が発せられた場合は、火の使用の制限について必要な措置を行う。

5 火災警報の解除

火災警報の解除の周知は、必要に応じ巡回広報等で行う。

第2節 その他の警報等の伝達及び周知、火の使用の制限

その他の警報等の伝達及び周知は、次のとおりとする。

1 大雨、洪水、大雪、暴風雪に伴う警報、特別警報の発表を受けた場合は、課長及び署長に連絡を行うとともに、通信指令装置によるメール一斉送信機能を活用し、消防職・団員に対して情報の伝達を行う。

2 各町に各警報が発表された場合は、各町地域防災計画に定めるところにより必要な措置を行う。

第 8 章 情報計画

災害情報の収集、報告、通報及び記録についての情報計画は、本計画による。

第 1 節 災害情報の収集

災害情報の収集は、第 2 章第 2 節の組織及び事務分掌の定めによるほか、災害現場においては署長又は出張所長がその責にあたる。

なお、その災害の種別、状況及び規模により必要な情報収集を行うものとし、各課長は、主管業務に関して必要な事項の情報収集を行う。

第 2 節 災害情報の報告及び連絡

収集した災害情報の報告及び連絡等は、あらかじめ示された連絡手順に基づき実施するものとする。ただし、調査報告をしない災害の場合は、実情に応じて行う。

※参考

- 1 火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）
- 2 災害時連絡先（役場関係）
- 3 交通事故・油漏れ災害時連絡先
- 4 林野火災速報について（平成 3 年 3 月 29 日林野庁造林保全課長）
- 5 雪害対応マニュアル（平成 25 年 12 月 1 日施行）
- 6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領
- 7 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領
- 8 道北ドクターヘリ離着陸時連絡系統図
- 9 各町災害担当者連絡要領
- 10 遠軽地区広域組合警防規程（平成 29 年 9 月 8 日訓令第 3 号）
- 11 遠軽地区広域組合消防通信規程（平成 25 年 4 月 1 日訓令第 5 号）
- 12 遠軽地区広域組合予防・危険物事務処理規程（平成 7 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

第 3 節 災害情報の広報

- 1 広報総括者
 - （1）消防本部に広報総括者を置き、次長をもってあてる。
 - （2）広報総括者は、消防情報を適正に管理するとともに、各所属間の調整を図り、広報の一元化に努めることにより、消防広報に関する事案を総括するものとする。
- 2 広報責任者
 - （1）消防本部及び消防署に広報責任者を置き、消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては消防署長をもってあてる。
 - （2）災害発生に伴う報道機関等に対する電話対応については、消防署長又は消防署長が指名する者をもってこれにあてる。ただし、消防署が災害対応中である場合又は警防本部設置時における電話対応は、総務課長又は総務課長が指名する者をもってこれにあてる。
- 3 安否情報の提供について
 - （1）災害による安否情報の提供については、次の事項に留意する。
 - ア 発表にあたっては、守秘義務の規定を遵守し、関係者のプライバシーの保護に配慮するとともに、条例に基づき客観的事実を必要最小限度の範囲とする。
 - イ 安否情報の発表には捜査情報、個人情報、プライバシー、被災者家族の心情に十分配慮し、必要最小限度の範囲とする。
 - ウ 発表内容は、常に一貫性と発表内容の信頼性を保ち、災害にかかる情報を取りまとめ災害の実態を発表する。
- 4 災害現場における報道機関に対する広報
 - （1）災害現場において災害状況等を報道機関等に対して広報する者は、次のとおりとし、発表内容の統一を図る。
 - ア 現場最高指揮者及び最高指揮者が指定した者。
 - イ 危険物の漏洩事故等特異なものにあつては、予防課長とする。
- 5 災害現場における住民等に対する広報
 - （1）災害現場における住民等に対する広報は、次のとおりとする。

ア 災害状況等の広報にあたっては、消防機関の活動状況も併せて広報し、住民の消防機関に対する認識の向上に努める。

イ 災害現場において次に掲げる広報が必要な場合は、現場最高責任者又は最高指揮者の責任において広報を行うものとする。

(ア) 現場活動上必要な情報の早期収集のため、関係者や現場付近の住民等に対し、協力を求めるための広報を行うとき。

(イ) ガス、危険物の漏洩事故等の関係者及び住民に対し、早期に避難又は警戒等を促すための広報を行うとき。

(ウ) その他緊急に広報を行う必要があるとき。

(2) 前記(ア)から(ウ)に該当する広報を行った者は、広報の統一を図るため、広報終了後、速やかに前記1及び2に定める広報責任者に報告しなければならない。

第4節 災害情報の記録

災害情報の記録は、第2節の災害情報の報告及び連絡の定めにより記録し、保存する。

第9章 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するための火災警防計画は、本計画による。

第1節 非常招集

火災が発生した場合又は二次災害のおそれがある場合において、緊急に警防要員等を増強する必要があると認めるとき、現に勤務している職員以外の職員及び団員を招集する計画は、次のとおりとする。

1 非常招集

職員の非常招集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第4(資料編)の非常招集区分(火災)により行う。団員の非常招集は、火災の種類又は規模に応じて、火災発生地区の分団又は火災の延焼拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。

2 非常招集の伝達

非常招集の伝達は、消防長から命令を受けた署長又は出張所長(招集執行者)が行うものとし、署長又は出張所長(招集執行者)は通信施設を活用して職員及び団員に対し迅速に伝達する。

3 応招の報告

非常招集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応招し、その旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、通信の途絶等を理由として非常招集の伝達によることなく勤務地における火災の発生を覚知したときは、自発参集する。

(1) 参集場所は、非常招集区分にかかわらず勤務署所とする。

(2) 参集方法は、通常の勤務方法とする。

第2節 出動

出動は、火災等における迅速的確な警防活動を実施するため、災害発生場所、規模及び対象物等により、あらかじめ定めた火災等出動計画に基づく出動とする。

出動計画は、次のとおりとする。

1 出動の種別

出動の種別は、次のとおりとする。

(1) 偵察出動

災害は発生していないが、その兆候があり、その原因を判断するための出動

(2) 警戒出動

火災とまぎらわしい事象、危険物等漏洩及びガス漏れを覚知したときの出動

- (3) 火災出動
火災又は爆発を覚知したときの出動
- (4) 救急出動
救急活動を要する事故を覚知したときの出動
- (5) 救助出動
救助活動を要する事故を覚知したときの出動
- (6) 災害出動
水災、震災、危険物の流出その他の異常な自然現象により被害が発生し又は発生のおそれがあることを覚知したときの出動
- (7) 特命出動
航空機の墜落事故又は列車等による集団事故を覚知したときの出動
- (8) 応援出動
北海道広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づく応援要請があったときの出動
- (9) その他の出動
前各号に定める以外の出動

2 出動区分

出動区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1種出動
偵察、警戒を目的とした出動
- (2) 第2種出動
比較的小規模な火災を覚知した場合の出動で、住宅火災、車両火災、原野火災、牧野火災
- (3) 第3種出動
中、大規模な火災及び爆発を覚知した場合の出動で、防火対象物火災、2棟以上に及ぶ住宅火災、原野又は牧野火災で広範囲と予測されるもの、森林火災、爆発

第3節 警戒

警戒は、気象状況等により火災が発生するおそれがあるとき又は火災が発生した場合著しく混乱を招き人命の危険が予想されるときは、必要に応じて行うとともに、消防隊の迅速な出動体制及び巡回警戒により災害の未然防止を図る。

1 警戒

火災警報発令時において、火災が発生した場合、大規模な火災となるおそれ又は人命の危険が大と予想される危険区域及び特殊地域等を巡回警戒し、予防広報及び火の使用の制限を併せて行い、災害の未然防止を図る

2 特別警戒

特別警戒は、火災の発生するおそれ又は発生した場合に災害の拡大若しくは人命の危険が予想される火災多発期（4月20日～4月30日及び10月15日～10月31日）で火災の発生するおそれのあるとき又は、発生した場合に災害の拡大若しくは人命の危険が予想されるとき、年末年始（12月10日～12月31日）及びその他行事等で警戒が必要なときに実施し、災害の未然防止を図る。

第4節 通信

通信は、火災、救急、その他の災害（以下「災害」という。）について、その消防通信機能を十分に発揮させ、消防業務の効果的かつ効率的な運用を図る。

1 災害通報

119番通報その他の手段により災害を覚知したときは、通信指令装置の機能を最大限活用し、災害の種別、場所、規模、傷病者の状況その他必要な事項を、迅速かつ的確に把握する。

2 出動指令

災害内容に応じた適切な消防部隊等を出動計画に基づいた自動出動指令装置による自動編成又は手動により編成し、出動指令をする。

3 現場報告

出動隊は、出動途上及び現場到着時の災害状況、活動内容、増隊の要否等を消防指令センターに速やかに報告する。

4 支援情報連絡

災害に関する情報を収集したとき、出動隊へ連絡するとともに関係機関に連絡する。

5 消防無線

基地局・移動局等の無線局は、常に最良の状態を維持し、適正な無線運用を図る。

6 通信指令装置

通信指令装置は常に点検し、故障、障害等を未然に防ぐとともに、通信指令業務に必要なデータを最新の状態に保ち、最大の効果が発揮できるよう維持する。

7 非常招集

災害通報が輻そうし、通信指令業務に支障があるとき、又は予測されるときは非常招集計画に基づき通信指令員の増員を行い、通信指令業務を確実に遂行する。

第5節 火災防ぎょ

火災防ぎょは、火災が発生した場合、地理水利及び建物等の関係で延焼の拡大、又は人命の危険が予想される危険区域、若しくは潜在危険のある建物、危険物、放射性物質及び林野、車両等に対する防ぎょ計画等を策定するとともに、迅速的確な防ぎょ活動を行う。

1 防ぎょ計画策定上の指針

防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づき、各種消防事象を綿密周到に検討して、消防力等に応じた計画を樹立するものとし、策定にあたっての留意点は、次のとおりとする。

- (1) 防ぎょ上の必要な消防力の警防要員数及び出動台数
- (2) 各隊の到着時分及び部署する予定水利
- (3) 人命検索及び救助の計画
- (4) 各隊の進入方法及び防ぎょ担当方面
- (5) 延焼防止のための消防力を集中する場所
- (6) 破壊消防を行う場合の破壊箇所とその方法
- (7) 飛火警戒の方法 (8) 強風下における防ぎょ体制
- (8) 避難誘導及び避難予定地
- (9) 断滅水時、通行止時及び多発時の場合の対処方法
- (10) 特殊事情等に対処する方法

2 防ぎょ計画

(1) 危険区域防ぎょ計画

危険区域防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づく調査により、指定した危険区域における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(2) 特殊建物防ぎょ計画

特殊建物防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づく調査により、指定した特殊建物における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(3) 放射性物質防ぎょ計画

放射性物質防ぎょ計画は、人体に与える影響（危険）が大きい放射能物質の貯蔵・使用場所の確認、汚染による被害を軽減するため、その施設等における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。策定にあたっては、放射能物質の特殊性に鑑み、関係者と防ぎょ方法等について綿密に打合せを行い、危険排除に十分留意するとともに、二次災害の防災対策の万全を期すること。

(4) 林野火災防ぎょ計画

林野火災防ぎょ計画は、気象、地形による風の影響及び出火場所等による防ぎょ活動の困難性から大規模な火災となるおそれがあり、組織計画に基づく部隊編成等を十分考慮するとともに、林野における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(5) 車両等火災防ぎょ計画

車両等火災防ぎょ計画は、旅客等を輸送する列車及び特殊車両等を対象に、災害の発生するおそれのあるものにおける防ぎょ活動を円滑に行うために策定するとともに、併せて、トンネル内における火災についても策定する。

(6) その他の防ぎょ計画

立体駐車場、変電所等の特異性から、特に、防ぎょ計画の必要とするものにおける防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

3 水利統制計画

水利統制計画は、第4章の調査計画の調査結果による消防水利の実態から、水利統制をする必要がある区域に対して、事前に水利統制計画を策定する。

第10章 風雪水害等警防計画

風雪水害等警防計画は、他の法令及び地域防災計画及び水防計画等によるほか、本計画による。

第1節 非常招集

災害の発生するおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策若しくは災害を防止又は軽減するため、現に勤務している職員以外の職員及び団員を招集する計画は、次のとおりとする。

1 非常招集

職員の非常招集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第4（資料編）の非常招集区分（風雪水害等自然災害）により行う。団員の非常招集は、水防を管理する各町長の判断で、災害の規模に応じて、災害発生地区の分団又は被害拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。

2 非常招集の伝達

非常招集の伝達は、消防長から命令を受けた署長又は出張所長（招集執行者）が行うものとし、署長又は出張所長（招集執行者）は通信施設を活用して職員及び団員に対し迅速に伝達する。なお、招集の目的、日時、場所、服装及び携行品等を別に示す必要がある場合はその内容を正確に伝達するように努めなければならない。

3 応招の報告

非常招集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に参集し、その旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、通信の途絶等を理由として非常招集の伝達によることなく勤務地における災害の発生を覚知したときは、自発参集する。

(1) 参集場所は、非常招集区分にかかわらず勤務署所とする。ただし、災害の状況等により勤務署に参集できない場合は、最寄りの署所とする。

(2) 参集方法は、最も速やかな方法とする。

第2節 出動

出動は、災害の警戒若しくは規模、災害の場所及び状況等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。また、各町長からの応援要請があった場合についても同様とする。

第3節 資機材の配備

資機材の配備は、気象情報及び情報収集により関係機関との連絡を密にして、あらかじめ被害が予測される地域に適切に配備する。また、使用する車両の指定及び借用資機材の公用調達についても計画を定める。

第4節 監視警戒

災害を未然に防止し、防ぎょ活動を迅速に行うための監視警戒は、各町の水防計画に指定する消防活動上支障が予想される水防重要危険箇所等について、必要な巡ら警戒を行う。なお、小規模な事象等で人命等に危険が予想される場合は、関係機関と協力し、当該場所の警戒を行う。

- 1 警戒基準
雨量及び水位等の情報を収集し、警戒基準（各町地域防災計画及び水防計画による。）を定める。
- 2 警戒体制
災害を未然に防止し、防ぎよ活動が迅速に行われるよう、警戒発令下の監視警戒を重点的に行い、特に危険箇所の常時警戒を行うための計画を定める。
- 3 通報体制
監視警戒中に、災害の発生及び異常現象を発見した場合の通報の責任体制、通報手段及び連絡網を定める。

第5節 通信

風雪水害時には、有線電話による通信が困難な事態が予想されるので、無線電話及び携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地等の情報連絡（通報）が迅速に確保できるよう通信体制を整える。その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第6節 関係機関との連携

風雪水害等の災害が発生した場合は、国、道及び各町等の関係機関の業務内容を十分把した上で、密接な連携・連絡を図る。連携が必要な機関とその業務内容については、別表

第5（資料編）の関係機関一欄のとおりとする。

第7節 応急給食等の調達計画

風雪水害等の防ぎよ活動に従事する職員及び団員にかかる応急給食等の調達計画は、活動が長期にわたる場合を想定したものとし、応急給食の調達方法又は飲料水の確保について、災害の規模に応じた適正な計画を定める。

第8節 暴風雪対策

暴風雪にかかる警防体制の確保、非常招集、出動等については、災害の特殊性を踏まえた計画を別に定めるものとする。

第11章 地震警防計画

地震警防計画は、他の法令及び町地域防災計画等によるほか、本計画による。

第1節 非常招集

災害の発生するおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策若しくは災害を防止又は軽減するため、現に勤務している職員以外の職員及び団員を招集する計画は、次のとおりとする。

- 1 非常招集
職員の非常招集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第4（資料編）の非常招集区分（地震）により行う。団員の非常招集は、各町に設置された災害対策本部長の判断で、災害の規模に応じて、災害発生地区の分団のほか被害拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。
- 2 非常招集の伝達
非常招集の伝達は、消防長から命令を受けた署長又は出張所長（招集執行者）が行うものとし、署長又は出張所長（招集執行者）は通信施設を活用して職員及び団員に対し迅速に伝達する。なお、招集の目的、日時、場所、服装及び携行品等を別に示す必要がある場合は、その内容を正確に伝達するように努めなければならない。
- 3 応招の報告
非常招集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応招し、その旨を報告しなければならない。
- 4 その他
職員は、管内で震度4以上の地震が発生したことを覚知したとき又は、災害の発生を覚知したときは、非常招集の発令を待つことなく自発参集するものとする。
(1) 参集場所は、非常招集区分にかかわらず勤務署所とする。ただし、災害

- の状況等により勤務署に参集できない場合は、最寄りの署所とする。
- (2) 参集方法は、最も速やかな方法とする。

第2節 出動

出動は、災害の警戒若しくは規模、災害の場所及び状況等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。また、各町長からの応援要請があった場合についても同様とする。

第3節 通信

地震時には、有線による通信が困難な状況が予想されるため、消防無線、携帯電話等の有的な活用を図り、災害通信及び被災地との情報連絡が迅速確実に確保できるよう通信体制を整える。その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第4節 関係機関との連携

地震災害が発生した場合は、国、道及び各町等関係機関と密接な連携を図るものとし、災害発生当初から連絡を密にしておく。災害の発生状況により連携が必要な関係機関については、第10章第6節の関係機関との連携の定めによる。

第12章 避難計画

住民等の生命及び身体を災害から保護するための避難計画は、地域防災計画及び水防計画によるほか、各町長から要請があった場合の消防本部の対応は、本計画による。

第1節 勧告及び指示の基準

各町長から避難の勧告及び指示があった場合は、迅速に誘導措置がとれるように計画する。

なお、各町長が、避難の勧告及び指示を行う場合の基準は、各町地域防災計画による。

第2節 勧告及び指示の伝達

避難勧告及び指示の伝達については、次のとおりとする。

1 避難勧告・指示の伝達

避難勧告・指示を関係住民に確実に伝達できるよう有効な伝達手段を活用する。

- (1) 避難勧告・指示の伝達は、巡回広報等により実施する。
- (2) 避難勧告・指示の内容は、適切かつ容易に判断できるものとする。
- (3) 避難勧告・指示は、時期を失することのないよう正確に漏れなく、全ての関係住民に伝達する。

2 伝達事項

関係住民に周知徹底する伝達事項は、次のとおりとする。

- (1) 勧告又は指示者
- (2) 勧告又は指示の理由及び区域
- (3) 避難施設及び場所（以下「避難場所」という。）
- (4) 避難経路
- (5) 留意事項

- ア 避難後における家屋からの出火防止措置
- イ 避難後における盗難の予防
- ウ 避難時の携行品や服装の確認

3 誘導要領

避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、避難者を安全に誘導するとともに、誘導要領にあっては、次のとおりとする。

- (1) 早めに避難地区の要介護者を把握し、必要な資機材を集める。
- (2) 避難の誘導は、災害時要援護者を優先する。
- (3) 傷病者等の誘導については、車両、車椅子、ストレッチャー等を活用する。
- (4) 出発・到着の際には必ず人員の点呼を行い、避難者を把握する。

- (5) 避難集団が大規模な場合は、住民グループを適切な人数に分割して、誘導員を適正に配置する。
- (6) 必要に応じて誘導ロープ等により安全を確保する。
- (7) 誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難場所を指示する。
- (8) 誘導員自ら、パニック状態に巻き込まれないようにする。
- (9) 住民の携行品は、必要最小限度にとどめさせる。
- (10) 避難に当たっては、住民を走らせないようにする。
- (11) 生徒、児童の避難については、学校関係者と連絡を密にして避難誘導を行う。
- (12) すでに避難した家屋には、目印をつけて伝達の重複を避ける。
- (13) 避難行動の際は、自主防災組織等の役員の協力を得る。
- (14) 避難場所又は安全な場所に確実に誘導する。

第3節 避難場所、避難経路の選定

避難場所、避難経路の選定及び長時間・長距離避難については、次のとおりとする。

- 1 避難場所
避難場所は、町地域防災計画による。
- 2 避難経路の選定
避難経路の選定に当たっての留意点は、次のとおりとする。
 - (1) 避難経路は、各種災害の危険が予想される区域の通過を避ける。
 - (2) 代替避難経路の選定
指定された避難場所が、災害状況により使用不能となった場合は、代替避難場所へ誘導する。
 - (3) 住民への周知
各町地域防災計画に明記された避難場所を、関係住民に対して周知徹底を図る。

第4節 避難経路の安全確保

避難経路の安全確保に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- 1 避難経路は、事前に安全性を確保する。
- 2 避難経路の確保について、各町、道路管理者、警察等と協議する。
- 3 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行う等、避難に際し関係住民に伝達する。
- 4 避難場所までの経路の状況に応じ、案内板又は誘導員を要所に配置する。
- 5 災害状況を適宜判断して、安全な経路を選定する。
- 6 マンホール、側溝、小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の亀裂及び陥没等に避難経路の異常に注意する。
- 7 主要な避難経路に危険箇所がある場合は、ロープ等を設置するとともに、誘導員を配置し、避難中の二次災害防止に努める。
- 8 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置する。
- 9 倒壊物、落下物、路上若しくは沿道の障害物（自転車や埋設管を含む。）からの安全を確保する。

第5節 避難場所の警戒

避難場所の警戒について、各町からの要請を受け避難場所に職員を配置し警戒業務に従事する場合は、避難場所の情勢に応じた人員を配置するとともに、警防本部又は災害対策本部等と相互に連絡できる体制を確保するものとする。

別表第 1 消防職・団員数内訳表

(平成30年4月1日)

区分		条例定数		実員	
消防職員	消防吏員	128人		126人	
	その他の消防職員			0人	
消防団員	遠軽町消防団	681人	346人	570人	266人
	湧別町消防団		205人		186人
	佐呂間町消防団		130人		118人

別表第2 保有資機材一覧表

(平成30年4月1日)

	小分類	機 器 名 称	消防署	生田原	丸瀬布	白 滝	上湧別	湧 別	佐呂間	合 計
車 両	消防車両	常備配備（職員）	9	4	4	6	4	5	6	38
		非常備配備（消防団）	8	4	3	2	4	6	7	34
放 水 器 具	動力ポンプ （車載を除く）	小型動力ポンプB－2級					3	1		4
		小型動力ポンプB－3級								0
		小型動力ポンプC－1級	2							2
		小型動力ポンプD－1級	3	1	1	1				6
		小型動力ポンプD－2級	1	1				1		3
		水中ポンプ（電動）	2	1						3
	消防用吸管等 （車載を除く）	可搬ポンプ用吸管（φ65）								0
		可搬ポンプ用吸管（φ75）	3			1	1	4		9
		可搬ポンプ用吸管（軽量φ65）								0
		可搬ポンプ用吸管（軽量φ75）		1	1	1	3			6
		ディスクストレーナー（φ75）	2				1	2		5
	消防用ホース	6 5 mm	206	128	157	85	125	182	170	1053
		5 0 mm	91	70	51	59	79	113	153	616
		4 0 mm	24	16	21	9				70
		操法用ホース（6 5 mm）		0	13	0	47	12	8	80
	泡消火器具	ネット型発泡器（東消型）	1							1
		ノズル型発砲器（エアフォーム型）	1	1	1	1	2	2	2	10
	林野火災用器具	背負式小型動力ポンプ		1				1		2
		背負式消火水のう（ジェットシューター）	24	23	20	9		41		117
		角型組立水槽	2	2	1	1	2	2	1	11
		丸型組立水槽	2		1	2				5
	その他	ホースブリッジ	12	4	10	8	8	18	34	94
		ホース巻取機	2	2	2	1	5	4	10	26
救 助 器 具	はしご	かぎ付アルミ合金製	2		2		2			6
		かぎ付チタン製						1		1
		かぎ付鋼管製	1							1
		2連アルミ合金製	9	3	1	3	5	4	4	29
		2連チタン製								0
		3連アルミ合金製			2			1		3
		3連チタン製				1	1	1		3
		3連鋼鉄製	3	1	1		1		1	7
	油圧式救助器具	スプレッダー	3	1		1	1	1		7
		スプレッダー（電動）			1				1	2
		カッター	3	1		1	1	1		7
		カッター（電動）			1				1	2
		コンビツール	1	1				1		3
		コンビツール（電動）								0
		ラムシリンダー	1			2	1	1		5
		ラムシリンダー（電動）								0
		ペダルカッター	1		1	1	1	1		5
		エンジンポンプ	3	1		1	2	2		9
		手動ポンプ			1	1		1		3
	空気式救助器具	救命索発射銃	1							1
		マット型空気ジャッキ	4			5	2		2	13
		エアソー			1					1
		スパカッター								0
	電動式救助器具	充電式切断機	1	1	1	1	1	1	1	7
		削岩機	1							1
		ハンマードリル	1							1
	エンジン型 救助器具	エンジンカッター（常備）	3	1	1	2	1	1	1	10
		エンジンカッター（非常備）	2	1				1		4
		チェーンソー（常備）	3	1	3	1	1	1	1	11
		チェーンソー（非常備）	2	2				1		5

	小分類	機 器 名 称	消防署	生田原	丸瀬布	白 滝	上湧別	湧 別	佐呂間	合 計
	手工具	万能斧	1	1		7	2	2	4	17
		ストライカー	1	1	1	1	1		1	6
		ボルトクリッパー	3	1	1	1	1	2	4	13
		活線ケーブルカッター	2							2
救助器具	引揚・展張器具	マンホール救助器具（救助用三脚）	1							1
		サバイバースリング	2			1				3
		ベストスリング（ビタゴール）	2	1	1	1	1	1	1	8
		隊員用ハーネス（フルボディ型）	2	1	2		1	2	2	10
		隊員用ハーネス（チェスト型）	4	2	3	6	4	3	3	25
		可搬式ウィンチ（チルホール）	2	2	2	2	1	1	2	12
		張力計						1		1
	救助用担架	救助用平担架	2			1				3
		バスケットストレッチャー	2	1	1	1	1	1	1	8
	保護器具	空気呼吸器本体	8	5	5	5	5	5	6	39
		空気呼吸器用ボンベ（150Mpa）	10	5	12		12	12	15	66
		空気呼吸器用ボンベ（300Mpa）	22	5		10		5		42
		空気充填機（150Mpa）			1		1		1	3
		空気充填機（300Mpa）	1							1
		酸素呼吸器	2							2
		酸素呼吸器用ボンベ	4							4
		防毒マスク	3	3	3	3	3	4	3	22
		耐熱服	2						1	3
		耐電服（一式）	2							2
		耐電手袋のみ	5	2	9	2	3	3	7	31
		送排風機	1							1
		携帯警報器	8	5	5	5	5	5	6	39
	ロープ器具	下降器（アイディ型）	2		2		1	2	2	9
		下降器（ストップ型）	2	1	1			1	1	6
		下降器（エイト環型）	4	1	4	3	1	4	2	19
		登高器（アッセンション型）	2	1	2	6	2	2	2	17
		滑車（シングル型）	4	8	4	8	3	6	3	36
		滑車（ツイン型）	2	2	2		2	2	2	12
		アンカープレート（ポー型）	1		1	1	1	1	1	6
		ロープバッグ	4	2	5	2	3	5	5	26
		エッジローラー（ローブプロテクター）	4		2		1	3	1	11
		カラビナ（アルミ型）	36	1	22	10		22	22	113
		カラビナ（ステンレス型）	41	20	38	48	18	12	20	197
	水難救助用器具	救命ボート	2							2
		ドライスーツ	5							5
		胴付長靴	6	8	6			9	12	41
		救命浮環	1			3	1			5
		救命胴衣（常備）	14	5	5	5	5	25	5	64
		救命胴衣（非常備）	40	15	13	10	20	36	115	249
	測定器具	可燃性ガス・有毒性ガス測定器	1	1	1	1	1	1	1	7
		放射線測定器	1							1
		放射線個人線量計	5							5

	小分類	機 器 名 称	消防署	生田原	丸瀬布	白 滝	上湧別	湧 別	佐呂間	合 計
油 防 除 ・ 消 火 薬 剤	排出油防除機材	油吸着材（マット形状）※単位:枚	1328	278	326	306	303	286	320	3147
		油吸着材（粉状・顆粒状）※単位:kg	290	105	210	223	150	201	120	1299
		油流出処理剤（液体）※単位:ℓ	72	20	54	250	57	198	966	1671
	化学消火薬剤	合成界面活性系 ※単位:ℓ	400	140	260	340	200	380	1380	3100
		水成膜形式								0
救 急 器 材	酸素ポンペ	車載用ポンペ	10	4	4	4	4	4	6	36
		携帯用ポンペ	10	4	4	4	4	4	8	38
通 信 機 器	無線機	携帯無線機（デジタル）	9	4	4	4	4	4	4	33
		特定小電力トランシーバー	47	12	20	12	13	13	16	133
	電話機	携帯電話	8	3	3	3	3	3	4	27
防 災 関 係	その他	可搬式発電機	10	2	6	3	3	5	4	33
		土のう袋 ※単位:枚	6800	150	3200	50		50		10250
		投光器（常備）	2	3		3	2	2	2	14
		投光器（非常備）		1		1	1		2	5
		携帯投光器（常備）	6	2		1	3	3	2	17
防 災 関 係	その他	携帯灯光器（非常備）	6	2	1	2	6	6	7	30
		拡声器（常備）	3	2	2	3	1	2	3	16
		拡声器（非常備）	5	3	1	1	3	8	3	24
消 防 水 利	消火栓	公設	166	31	31	20	50	51	62	411
		私設		1						1
	防火水槽	公設（基準）	24	17	28	23	78	61	32	263
		公設（基準外）	5	12	6	6		5	24	58
		私設		2						2
	指定消防水利	プール								0
		河川・溝等								0
		海・湖								0
		井戸						1		1
		その他								0

別表第3 庁舎等一覧表

区 分		所 在 地	構 造	竣 工	管轄区域
町名・所属					
遠軽町	消防本部・消防署	1条通北3丁目1番地1	鉄筋コンクリート	昭和47.10	組合一円
	防災備蓄倉庫	大通北5丁目1番地36	鉄骨造	平成8.11	組合一円
	資器材庫	大通南1丁目6番地2	鉄骨造	昭和53.8	遠軽地区
	第1分団車庫	大通北5丁目1番地36	鉄骨造	平成28.12	遠軽地域一円
	第2分団車庫	福路1丁目3番地2	鉄骨造	昭和57.12	遠軽地域一円
	第3分団瀬戸瀬車庫	瀬戸瀬東町3番地7	鉄筋コンクリート	昭和46.12	瀬戸瀬地区
	第3分団社名湧車庫	社名湧70番地1	鉄骨造	平成26.12	社名湧地区
	生田原出張所兼生田原分団車庫	生田原256番地	鉄筋コンクリート	平成4.3	生田原地域一円
	安国分団車庫	生田原安国35番地	木造モルタル	昭和56.9	安国地区
	丸瀬布出張所兼丸瀬布分団車庫	丸瀬布東町247番地5	鉄筋コンクリート	昭和54.8	丸瀬布地域一円
	丸瀬布分団上武利車庫	丸瀬布上武利200番地2	鉄骨造	平成18.12	武利地区
	白滝出張所兼白滝分団車庫	白滝1363番地50	鉄筋コンクリート	平成6.12	白滝地域一円
	白滝分団上支湧別車庫	白滝上支湧別451番地	木造モルタル	昭和36.9	上支湧別地区
	白滝分団上支湧別詰所	白滝上支湧別451番地	木造モルタル	昭和36.9	上支湧別地区
湧別町	上湧別出張所兼上湧別分団車庫	上湧別屯田市街地318番地	鉄筋コンクリート	昭和62.9	上湧別地域一円
	中湧別分団車庫兼詰所	中湧別中町553番地	鉄筋コンクリート	平成8.12	中湧別地区
	開盛分団車庫	開盛1018番地	木造モルタル	平成元.11	開盛地区
	湧別出張所兼湧別分団車庫	緑町258番地の1	鉄筋コンクリート	平成2.12	湧別地域一円
	湧別分団登栄床車庫	登栄床154番地の1	木造	平成5.11	登栄床地区
	芭露分団車庫兼詰所	芭露279番地の5	鉄筋コンクリート	平成9.12	芭露地区
	芭露分団計呂地車庫	計呂地163番地	木造	昭和44.8	計呂地、志撫子地区
	芭露分団上芭露車庫	上芭露612番地	木造	平成15.12	上芭露、西芭露、東芭露地区
佐呂間町	佐呂間出張所兼第1分団車庫	字幸町6番地34	鉄筋コンクリート	昭和60.12	佐呂間一円
	第2分団車庫	字浜佐呂間233番地1	鉄骨造	平成15.11	浜佐呂間、仁倉、幌岩、浪速地区
	防災備蓄施設	字若佐84番地1	鉄骨造	昭和51.11	佐呂間町一円
	第3分団車庫	字若佐96番地1	鉄骨造	平成5.12	若佐、栄、共立地区

別表第4 非常招集区分

種別	招集区分	招集者	招集時期
火災	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	第1種出動で、警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集	管轄区域の署所は非番職員全員。 ポンプ隊が出動した出張所は待機職員1名を招集する。 消防署は救急隊員3名を招集する。	第2、3種出動以上で、警防要員の増強が必要なとき。
	第3号招集(警防本部)	全員	大規模な火災発生時。
風雪水害等自然災害	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	風雪水害等に起因して既に被害が発生し、又は発生するおそれがあり警戒又は警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集	管轄区域の署所は非番職員全員。	大雨、洪水、大雪、暴風雪警報が発令された場合で、局地的に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
	第3号招集(警防本部)	全員	組合全域にわたる大規模な風雪水害等自然災害発生時。
地震	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	震度3以下の地震に起因して既に被害が発生し、又は発生するおそれがあり警戒又は警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集	全員	震度4以上の地震を覚知したとき。
	第3号招集(警防本部)	全員	震度5弱以上の地震を覚知したとき。
救助救急	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	第1、2、3種出動で、警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集(警防本部)	全員	大規模な救助救急事故発生時。
武力攻撃事態等	第1号招集(担当課室体制)	消防課職員全員	情報収集等の対応が必要な場合。
	第2号招集(緊急事態連絡室体制)	消防本部職員全員 非番職員等で必要人員を招集する。	通報内容、又は消防隊の情報から多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握し、又は発生のおそれがある場合。
	第3号招集(国民保護対策本部体制)	全員	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合。
その他	特命招集	消防長が特別に必要と認める職員を招集する。	その他災害に応じて、各所属長を通じ参集方法を通知。
※招集する職員数については、原則として招集者欄の職員とするが、現場指揮者の判断により増減することが出来る。 ※職員は、招集命令をうけたときは、週休者、年次有給休暇者、特別休暇者の場合であっても速やかに指定の場所に参集する。 ※招集伝達は招集執行者による電話及び伝令による伝達とする。			

別表第5 関係機関一覧

機関名		業務内容
消防機関	遠軽地区広域組合消防本部	・対策本部の設置、職員の非常招集に関する事。 ・消防相互応援協定による他の消防本部への応援要請に関する事。 ・火災、水害及びその他の災害の救助、救急情報に関する事。 ・火災、水害及びその他の災害の予防、警戒及び防ぎょに関する事。 ・人命の救助及び救急に関する事。
	遠軽地区広域組合消防団	・火災、水害及びその他の災害の予防、警戒、防ぎょに関する事。 ・災害等の情報収集に関する事。 ・その他消防団に関する事。
町の機関	町役場	・必要器具、生活必需品、応急食糧及び給水体制等の整備に関する事。 ・水防・消防等応急対策に関する事。 ・災害に関する情報収集、伝達及び被害調査に関する事。 ・町民等への避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。 ・文教、保健衛生に関する事。 ・災害広報に関する事。 ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 ・復旧資機材の確保に関する事。 ・災害対策要員の確保・動員に関する事。 ・交通、輸送の確保に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事。 ・関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。
道の機関	北海道危機対策局危機対策課	・災害予警報等情報の収集に関する事。 ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。 ・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。 ・自衛隊の災害派遣要請に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事。
	北海道消防防災航空隊	・ヘリコプターによる救援・救護活動。 ・ヘリコプターにより撮影した災害情報の提供。
	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	・洪水警報の発表及び伝達に関する事。 ・水防活動の支持、調整に関する事。 ・交通規制及び輸送の確保に関する事。 ・災害広報に関する事。 ・被災公共土木施設の復旧事業の維持に関する事。
	遠軽警察署	・被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 ・被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 ・行方不明者の調査に関する事。 ・死体の検視（見分）に関する事。 ・交通規制に関する事。 ・公共の安全と秩序の維持に関する事。 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。
	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室	・医療施設の保全に関する事。 ・医療及び助産救護に関する事。 ・防疫その他保健衛生に関する事。

第20 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

（3）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

（4）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

（2）航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

（1）陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

（2）航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。

この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

- 2 空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成29年4月27日

別表（第3条、第4条、第7条関係）

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合、富良野広域組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合